

農地中間管理事業等促進基金条例をここに公布する。

平成26年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

農地中間管理事業等促進基金条例

(設置)

第1条 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を目的として行われる農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）等の促進に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、農地中間管理事業等促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。